

免除は所得(収入)に応じて4段階

免除制度は、所得の基準に応じて受けられます。申請者・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が基準の範囲内であるとき承認されます。

世帯構成	免除段階	全額免除 (納付なし)	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
単身世帯		57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯 (夫婦のみ)		92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子)		162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

( )内は給与所得者の収入ベースの目安

免除期間の国民年金保険料額や老齢基礎年金の計算(平成18年度)

定額保険料 (全額納付)	全額免除 (納付なし)	$\frac{3}{4}$ 免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	$\frac{1}{4}$ 免除 (4分の3納付)
13,860円	0円	3,470円	6,930円	10,400円
全額	$\frac{1}{3}$ で計算	$\frac{1}{2}$ で計算	$\frac{2}{3}$ で計算	$\frac{5}{6}$ で計算

免除の申請先 国保年金課 電話 055 948 2905  
 電話 055 949 6800  
 大仁支所市民サービス課 電話 0558 76 8000  
 三島社会保険事務所 電話 055 973 1166

納めやすく変わりました  
 七月から、皆さんが国民年金保険料をより納めやすくするため、また、皆さんの年金受給権を守るため、保険料の免除制度が変わりました。

国民年金 保険料の免除制度

今までの二段階(全額か半額)から、次の四段階になりました。所得に応じて保険料が免除されるしくみが、

**注意!!**

国民年金保険料の全額免除申請をしても、所得によっては一部(4分の1~3)しか免除されない場合があります。その場合、残りの保険料を納付しなければ、未納と同じ扱いになってしまうのでご注意ください。

# 花

## 伊豆の国市の 市の花・市の木 を募集します

昨年4月に誕生した伊豆の国市が、行政と市民が一体となって豊かな自然を守り、育て、潤いのあるまちづくりを目指すためのシンボルとするため、市の花と木を募集し、制定します。



あやめ  
(旧伊豆長岡町)



つつじ  
(旧菰山町)



さつき  
(旧大仁町)



もくせい  
(旧伊豆長岡町)



松  
(旧菰山町)



もくせい  
(旧大仁町)

募集内容 市内に生育していて、なじみの深い花・木であること  
 市の産業や観光等に関係が深い花・木であること

募集期間 7月3日(月)~7月31日(月)まで(当日消印有効)

応募資格 市内に住所を有する人  
 応募は花・木とも一人各1点とします

応募方法 ハガキ・FAX・Eメールの場合は、次の事項を記載の上ご応募ください。また、各庁舎市民サービス課窓口に応募用紙と箱を用意してありますので、そちらもご利用ください。  
 花・木の名称各1点(いずれか1項目のみでも構いません)  
 選定した理由(必須ではありません)  
 住所・氏名・性別・年齢・電話番号

選定方法 応募いただいた花・木から、「伊豆の国市市の花・木選定委員会」において候補1点の選定を行い、市長が決定します。

発表・表彰 決定した市の花・市の木は、広報やホームページ等でお知らせします。市の花・市の木に決定した花・木に応募いただいた人の中から、抽選でそれぞれ3人に記念品を贈呈します。

その他 応募いただいた皆さんの個人情報については、適切に保護管理し、他の目的には一切使用しません。当選された場合、お住まいの地区名と名前を公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

応募・問合せ 企画財政課 〒410 2292 長岡 340 1 電話 055 948 1413 FAX 055 948 2915  
 Eメール kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

皆さんの声を聞かせてください

## 市政懇談会

月/日/曜日	会場	対象地区
7/4 火	南条区民ホール	中条、南条
7/7 金	中区公民館	中、内中、立花台、高原
7/11 火	大仁公民館	大仁
7/14 金	中島防災センター	吉田、中島、神島
7/18 火	三福公民館	三福
7/21 金	田京公民館	田京
7/24 月	守木公民館	御門、白山堂、守木、宗光寺、立花、星和
7/28 金	田原野公民館	田中山、下畑、浮橋、田原野、長者原

市長が各地区を訪れて市政を報告するとともに、市民の皆さんとひざを交えて率直なご意見を伺う懇談会です。お誘い合わせて、お気軽にお越しください。

時間 19:00~20:30  
 テーマ 伊豆の国市総合計画の策定について  
 内容 市長による市政報告(約20分)  
 総合計画(案)の説明(約20分)  
 懇談会(約45分)

問合せ 企画財政課 電話 055 948 1413

### 住宅用火災警報器の種類



煙式警報機

火災により発生する煙を感じて、警報音や音声・光などで知らせるタイプ



熱式警報機

火災により発生する熱を感じて、警報音や音声・光などで知らせるタイプ

警報器は量販店や防災用品店で購入でき(1個6,000円~8,500円程度)自分でも簡単に設置できます。警報器は、すべての寝室、階段(状況により不要の場合あり)に必ず設置してください。台所は設置の対象外ですが、なるべく設置しましょう。悪質な訪問販売等にはくれぐれもご注意ください。消防署・消防団が警報器を販売することはありません。

## 住宅用火災警報器

あなたの家にも設置しましょう!

火災による焼死者を減少させるため、平成十六年六月に消防法が改正され、住宅や小規模な共同住宅にも火災警報器の設置が義務付けられました。

新築住宅は設置が必須となり、既存住宅は平成二十一年五月三十一日までに設置しなければなりませんのでご理解・ご協力をお願いします。

問合せ

田方北消防署 電話 055(9778)0119  
 田方中消防署 電話 0558(76)0119  
 田方消防本部 電話 0558(76)2280